

平成23年度第3回理事会の開催

平成23年度第3回理事会が、平成23年9月14日、ホテルフロラシオン青山2階「芙蓉西」において開催された。

本会議では、議決事項として、①「第1号議案 副会長の順序の件」、②「第2号議案 日本獣医師会会長特別感謝状等授与の件」、③「第3号議案 事務局長任免の件」について審議し、異議なく可決承認された後、次に、協議事項として、①「第33回アジア獣医師連合会（FAVA）代表者会議（東京）開催の件」、②「神戸アニマルケア国際会議共同開催の件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、①「獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件」、②「今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件」、③「東日本大震災被災対応等の件」、④「2011動物感謝デー in JAPAN 開催の件」、⑤「日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件」、⑥「代表監事選任の件」、⑦「役員候補者選任規程（骨子）等に関する件」、⑧「公益社団法人移行認定申請書の確認に関する件」、⑨「業務運営概況等の件」について報告された後、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画の件」が説明された（第3回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成23年度第3回理事会の議事概要

I 日時：平成23年9月14日(水) 14:00～16:30

II 場所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光（北海道）
砂原和文（東北）
高橋三男（関東）
村中志朗（東京）（書面表決）
大野芳昭（中部）
中島克元（近畿）
柴田 浩（中国）
塩本泰久（四国）
坂本 紘（九州）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）
麻生 哲（開業（産業動物））
細井戸大成（開業（小動物））
横尾 彰（家畜共済）
梅澤正親（畜産・家畜衛生）
森田邦雄（公衆衛生）
木村芳之（動物福祉・愛護）

【監事】玉井公宏、岩上一紘、佐藤ひさし

IV 議事：

【議決事項】

- 第1号議案 副会長の順序の件
第2号議案 日本獣医師会会長特別感謝状等授与の件
第3号議案 事務局長任免の件

【協議事項】

- 1 第33回アジア獣医師連合会（FAVA）代表者会議（東京）開催の件
- 2 神戸アニマルケア国際会議共同開催の件

【説明・報告事項】

- 1 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件
- 2 今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件
- 3 東日本大震災被災対応等の件
- 4 2011動物感謝デー in JAPAN 開催の件
- 5 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件
- 6 代表監事選任の件
- 7 役員候補者選任規程（骨子）等に関する件
- 8 公益社団法人移行認定申請書の確認に関する件
- 9 業務運営概況等の件
- 10 その他

【連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画の件
- 2 その他

V 会議概要：

矢ヶ崎専務理事から、先般の台風12号の集中豪雨により、家屋に被害を受けた和歌山県の構成獣医師に対し、お見舞いが述べられた後、定款第33条において準用する第24条第1項の規定に基づき本理事会が成立する旨が報告された。

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から大要次の挨拶がなされた。暑い中、第3回の理事会に参集いただき厚くお礼申し上げる。

各地区での学会、大会も順調に開催され、残すは、中

国地区、九州地区となったが、これまで活発な意見をいただいている。

後先になるが、6月28日の日本獣医師会の総会において、不肖私が会長に、副会長は、藏内副会長と、1人が代われ岐阜県獣医師会の近藤副会長に就任いただき、専務理事も大森専務理事から矢ヶ崎専務理事に、地区理事、職域理事、担当理事、監事について資料にある名簿のとおり就任いただいた。

このような時期、緊張感を持って引き受けたが、何とかこの国難に対して日本獣医師会としても一致協力して取り組みたいと思っている。

ご存じのように、この東日本大震災では、地方獣医師会の皆様にも大変な支援をいただき、義援金も順調に集まり、二次の配布を実施したところである。これまで現地の家畜、伴侶動物の状況を心配する多くの連絡をいただいております。私は震災直後の3月14日、北海道経由で十和田から戻ると、すぐに農水省等関係機関に対応を求めたが、ようやく5月12日に、菅政府は全頭殺処分を決定した。一方、その前日の5月11日、伴侶動物の犬や猫は、一時帰宅避難の翌日に収容することが決められた。

ところが、家畜は全頭殺処分した上で、腐乱状態の死体、白骨死体等を含め一カ所に集めて、消石灰をまいてブルーシートで覆うということであるのに、1頭500kg前後もある牛が何十頭、何百頭になるか頭数は不明であると説明をされ、このような計画は聞いただけで実現不可能であると理解した。

ようやく7月6日になって、突然一時的埋却を決定したとの報告を受けたが、一時的埋却など、詭弁にすぎない。人では、宮城県は火葬場が津波で流されているから、止む無く一時的に埋葬し、時期を経て掘り起し焼却して、遺骨を収集するということであるが、牛で行う意味があるとは思えず、まさに世間体を気にした対応である。

2カ月経ってもほとんど進捗していないため、9月に入り、石破 茂衆議院議員へ相談に伺い、外国から送られてくる、動物の悲惨な動画等を見ていただいた。彼は涙ぐんで、これは重大危機であると、政権与党の玄葉光一郎大臣へすぐに電話していただき、翌日にお会する機会を得た。

玄葉大臣から、誤解ではないとは思いますが、まず人間が第一であり、まだ避難所生活を送っている方々を差し置いて、家畜どころではない。そのようなことに取り組みば批判が起ると言われ、意識の低さを痛感した。

そこで人の命の尊さを第一に優先することは理解できるが、そのために家畜を放置して良いという理由には決してならないと、1時間にわたり強く説明をしたところ、翌朝から農林水産省へ申し入れてくれたようである。

我々は、その翌日には公明党の高木美智代衆議院議員

を初め対策本部長等々に集まっていただき、農林水産省、経済産業省、環境省も出席の下、本件について説明の上、要請を行った。

その1つが、安楽殺すべき家畜に対しては、放置して餓死させるようなことのないよう可及的速やかに処分をすること。そして、2つ目が、現在、放置されている白骨死体、腐乱状態の死体等を早急に始末すること。3つ目が、研究用という大義名分において、20km圏内における家畜を外に連れ出すことを認めていただきたいこと。4つ目は、その20km圏内でも飼育の許可をいただきたいことである。

すると翌日、農林水産省の畜産企画課長から電話があり、4つとも一応認めたい旨の連絡があった。

翌週、畜産企画課長にお会いしに伺い、お礼とともに、細かな条件も述べさせていただいた。

また、4つ目の20km圏内の飼育については、今しばらくの間議論をさせていただきたいということであったが、農林水産省に具体的な詰めを進めていきたいと考えている。

日本を、私はかたく文明国家と信じていたが、とても成熟した国家とは言えないと、改めて感じているところである。

今日の議事内容については、地区、職域母体において逐一皆様に報告をお願いしたい。

【議長就任・議事録署名人の指名】

続いて、矢ヶ崎専務理事から、役員の紹介が行われた後、山根会長が議長に就任し、波岸理事、酒井理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【議決事項】

第1号議案：副会長の順序の件

矢ヶ崎専務理事から、定款第16条第2項により、副会長は、あらかじめ、理事会において定める順序により会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行うと規定されているため、8月24日に開催された業務執行幹部会議で協議した結果、第1位は藏内副会長、第2位は近藤副会長の順序とされた旨が説明された後、本議案は原案どおり異議なく了承された。

第2号議案：日本獣医師会会長特別感謝状等授与の件

矢ヶ崎専務理事から、褒賞規程に基づき、①役員在任連続5期で10年以上の者である大森前専務理事、②東日本大震災における被災動物の救護活動にいち早く取り組み、支援いただいた、株式会社 アグロジャパン（救護物資の輸送）、アニコムホールディングス 株式会社（救護物資の輸送）、どうぶつ家族の会（救護資材の提供）、社団法人 日本動物用医薬品協会（動物用医薬品の提供）、一般社団法人 東日本ペット救急救援チーム（救護施設の整備等）、また、東北関東大震災動物救護活動等支援

義援金に多額の寄附をいただいた、DSファーマアニマルヘルス株式会社、森久保薬品株式会社、日本全薬工業株式会社、ノバルティスアニマルヘルス株式会社、株式会社微生物化学研究所、フジタ製薬株式会社、メリアル・ジャパン株式会社、株式会社安田システムサービス、公益社団法人日本動物病院福祉協会、社団法人日本動物用医薬品協会、社団法人全国動物薬品器材協会に対し日本獣医師会会長特別感謝状を、さらに③開催5年目の動物感謝デー事業に多大な貢献のあった、事業運営功績者である、社団法人ジャパネネルクラブ、日本中央競馬会、東京都立園芸高等学校、日本獣医学生協会、日本動物看護職協会、大口協賛者である、共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、メリアル・ジャパン株式会社、ロイヤルカナンジャパン合同会社に対し、日本獣医師会会長感謝状を、9月30日開催の全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会において、山根会長からそれぞれ贈呈したい。なお、その他地方獣医師会の関係で震災に関する支援、動物救護に取り組まれている方々については、来年の通常総会の席上で感謝状を贈呈する予定である旨が説明された。

質疑として、①ペットフードについては、動物愛護団体を通じて配布されると理解していたが、届いたところと届かないところがあると聞いている。②前役員に対する表彰は、懇談会でなく、会長全員が出席する全国会長会議で行う方が良いとの意見等があり、①については、山根会長から救急災害時動物救援本部に申請され、認められればそのようなことはない。初期は、大変混乱しており、連絡も不十分でそのような事例も多くあったため、緊急的にペットフード協会に直接連絡して対応した経緯はある。何かトラブルがあったのかも知れないが、92トンのフードを提供いただいております、まだ在庫があるので対応は可能である。②については、矢ヶ崎専務理事から、賛同をいただければ全国会長会議で表彰したい旨が説明され、本議案は了承された。

第3号議案：事務局長任免の件

矢ヶ崎専務理事から、本会の事務局長については、平成16年11月1日以降、専務理事がその職を兼任しているが、職員の士気高揚を図り、来るべく公益社団法人として本会の的確かつ円滑な運営を期する必要があることから、組織規程第5条の規定に基づき、平成23年10月1日付で専務理事の事務局長兼任を解き、職員の中から古賀俊伸事務局長次長を新たに事務局長に任命することについて説明された後、本議案は原案どおり異議なく了承された。

【協議事項】

1 第33回アジア獣医師連合会（FAVA）代表者会議（東京）開催の件

矢ヶ崎専務理事から、本会議については、平成24年3

月29、30日、東京を開催地として、現在、開催場所を調整中である。参加者は、FAVA加盟国の代表者20名程度で、開催内容は、2010～2015年のFAVAの活動指針及び今後のFAVAの大会（2年に1回）、代表者会議（毎年）開催地等、日本獣医師会会長主催のレセプション、見学ツアーを企画している。我が国は1980年に東京、1995年に横浜で大会を開催したが、この度代表者会議の開催国を務めることにより、メンバー国としての責任を果たしたい旨が説明された後、予算について質疑があり、矢ヶ崎専務理事から、予算計上していないが、100万円程度を試算している。補足して山根会長から、以前からの申し入れに固辞してきたが、他の国々が大会を3回開催しているのに、日本はまだ2回の開催という状況で、日本獣医師会としても代表者会議の開催であれば、引き受ける時期と考える。震災を考慮し、他国からの不参加も危惧したが、喜んで参加するという連絡を受けている旨説明された後、了承された。

2 神戸アニマルケア国際会議共同開催の件

矢ヶ崎専務理事から、本会議については、平成24年2月18、19日、神戸ポートピアホテルで、阪神・淡路大震災15周年を契機に、すべての動物を対象とし、よりよいケアや生息環境の保全を目指すための情報交換、新技術の創出等を議論することにより、幸福な人と動物の共生をさらに前進させるという目的で開催する。1,000名程度の参加者を予定し、長崎大学学長の基調講演の他、9つのワークショップを企画しており、そのうち「産業動物の震災対応関係(仮称)」、「多様な対応が求められる動物医療」について本会が主催する。会議自体は、本会及び公益社団法人Knots共同主催で、兵庫県、神戸市、兵庫県獣医師会、神戸市獣医師会、神戸市動物愛護協会が共催する予定である旨が説明された後、了承された。

【説明・報告事項】

1 獣医師及び動物医療に関する施策提言と要請活動に関する件

矢ヶ崎専務理事から、21、22年度にわたり各部会委員会での検討により、取りまとめられた報告書等に基づく要請活動の状況が説明された（別紙1～4参照）後、職域理事である各部会長から各委員会での検討取りまとめ等について次のとおり説明がなされた。

産業動物臨床・家畜共済部会の横尾副部会長から、①産業動物臨床・家畜共済委員会においては、「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」と題して報告書を取りまとめた。今期は平成22年8月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本指針」に基づき、本年度、都道府県の計画策定に際して、盛り込むべき具体的事項について協議を行い、産業動物診療獣医師の確保として、獣医学教育の改善（学問体系、教官の配

置、カリキュラムの見直し及び既存の施設活用等を含めた産業動物臨床センターの設置による多分野の連携、学生の教育)、産業動物分野への獣医師の誘導(学生への様々な機会での情報発信、前述のセンターの活用等)、労働をめぐる環境の改善(職場環境の改善:処遇改善として、家畜共済の診療点数の産業振興政策の一環として行政負担の検討、獣医師雇上手当を1日の診療額のモデルケースを算出し、実際の1日の標準的な日当を基準とする改訂方法の検討、各県での公務員獣医師の初任給調整手当等の新設等について引き続き改善要請、前述のセンターを中心とする産業動物獣医師ネットワークの構築)、獣医療に関する国民の理解醸成(イベント等による普及啓発)、家畜共済事業の整備・充実(予防医療制度の導入等制度の充実、事務取扱要領の改善、獣医師登録制度等による事務の合理化の具体的提案)、地域の実情を踏まえた産業動物獣医療提供体制の整備(都道府県計画を策定する上で、家畜の稠密地域、一般地域、過疎地域に応じた計画を策定)について提言した。次に小動物臨床部会の細井戸部会長から、②小動物臨床委員会においては、「小動物医療提供体制の整備に向けて」と題した報告書を取りまとめ、卒後臨床研修の円滑な推進に向けたプログラムの在り方(中間報告として、勤務獣医師が身に着けるべき標準プログラム案を掲示、継続検討)、小動物臨床における安楽死処置の在り方(申し送り事項として、呼称の統一、処置の許容条件、処置の方法等継続検討)を提言した。③看護職制度の在り方検討委員会においては、「チーム獣医療提供体制の整備に向けて」と題した声明文を公表し、9月29日設立される動物看護師統一認定機構(仮称)、統一試験、統一認定等、平準化した公的資格化への推進に取り組んだ。④学校動物飼育支援対策検討委員会では、各地域活動のためのガイドラインを作成した。続いて、公衆衛生部会の森田部会長から、⑤今期の公衆衛生委員会は畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会との合同開催で「人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進のあり方—公務員獣医師の確保を含めて—」と題して、報告書を取りまとめた。内容は、「はじめに」で、共通感染症(口蹄疫、腸管出血性大腸菌のO-111等)は重要な課題であり、「対策を取り巻く情勢」で行政も One World-One Health の考え方を持って進めるべきとし、「家畜・衛生と公衆衛生分野の連携推進上の課題」の中で公務員獣医師の連携と相互理解の重要性(両分野の公務員獣医師は自身の立場や業務に固執する傾向による、縦割り行政の弊害、家畜衛生の行政範囲が都道府県単位であるのに対し、公衆衛生(食品衛生、感染症も含め)行政は都道府県知事と地方自治法で言う指定都市、中核市、保健所を設置する市の市長等の単位の相違)、口蹄疫が生産現場と異なる地域のと畜場で確認された際を想

定した危機管理体制の構築、獣医学領域での疫学の専門家の養成、公務員獣医師の人材確保の在り方に言及し、「家畜衛生と公衆衛生分野の連携のあり方」で実質的な連携が重要であり、獣医師会の橋渡しが必要であると、「公務員獣医師の人材確保・育成対策」で、獣医学教育における獣医事関連行政カリキュラムの充実(家畜衛生、公衆衛生を分けず、獣医事関連行政学とする)に触れ、「まとめ」で家畜衛生、公衆衛生分野のスペシャリストも必要だが、ジェネラリストも育てていく必要があるとして、日本獣医師会は、国、自治体とともに、公務員獣医師の人材確保・養成に努め、両分野の行政部門の垣根を取り払うべく長期的な活動として取り組むべき旨提言した。さらに職域総合部会の矢ヶ崎部会長から、⑥野生動物対策検討委員会では、「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方(中間報告)」と題して報告書を取りまとめた。内容は、野生動物対策における獣医師の役割等の社会提言と、OIEによる野生動物疾病調査支援することとして、諸言で野生動物は、「リスクを内在させた存在としての野生動物」としての認識し、生物多様性、個体群管理、社会学的状況(一般市民・社会への貢献)、感染症対策、リハビリテーション(救護等)の5つの観点から検討し、「生物多様性保全の観点からみた野生動物対策」として、生物多様性の確保は生物の存在基盤である一方、人の暮らしを支え、安全を保証するものとして必要不可欠であるとし、さらに希少種対策、被害を起す種の対策に触れた旨がそれぞれ説明された。

2 今期部会委員会の構成、検討テーマ等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、今期部会委員会の構成、検討テーマが示された(本誌第64巻第10号769頁参照)後、職域理事である各部会長から各委員会での今後の取り組み等について次のとおり説明がなされた。

学術部会の酒井部会長から、常設委員会である、①学術・教育・研究委員会については、「獣医学教育体制の整備・充実に向けて—獣医学教育におけるモデル・コアカリキュラムの実践体制と外部評価の実施体制の整備—」をテーマとして、文科省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が3月に検討結果を取りまとめ、モデル・コアカリキュラムの策定、共用試験(実際の臨床実習のための事前試験導入)共同学部、共同学科設置による獣医学教育体制の充実、分野別の第三者評価の導入の4点を課題としたことを受け、本会でも、過去に示された、黒川答申案、平成19年の本委員会の報告書「獣医学教育の改善に関する外部評価のあり方」を踏まえ、さらに獣医学の教育体制の整備・充実に向けた外部の第三者評価について検討したい。個別委員会である、②獣医師生涯研修事業運営委員

会については、今期は出口論を含め、事業の充実、活用推進について検討したい。

次に産業動物臨床部会の麻生部会長から、③産業動物臨床・家畜共済委員会については、今期は、検討のテーマを「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて — i 食の安全確保における産業動物医療の果たす役割, ii 家畜共済事業の整備・充実 (産業動物診療獣医師の確保対策を含む.)—」として、本分野における現役獣医師の高齢化、若手獣医師の参入の減少と、農家戸数の減少、規模拡大、企業化に伴う企業雇用獣医師の増加を背景に、昨年は口蹄疫に始まり、高病原性鳥インフルエンザの類発、さらに公衆衛生分野での食中毒の発生により消費者等へ多大な不安を与えることとなった。これに対し、農水省では農場 HACCP 推進に力を入れ、来年度から農場認証制度を実施する。このような状況の中、本委員会では、豚、鶏の中小家畜臨床分野からの委員も加え、明日、第1回目の委員会を開催するが、この機会に動物用医薬品指示書の適正な取り扱いについても改めて取り組みたいと考えている。補足して横尾副部会長から、前期報告書に基づく各団体、関係機関の連携強化等の具体的な進め方、また家畜共済の関係については、農畜団体では制度存亡の危機をもって検討を始めており、これに平仄を合わせるよう検討を進めたい。

続いて、小動物臨床部会の細井戸部会長から、常設委員会である④小動物臨床委員会については、今期は「小動物獣医療提供体制の整備に向けて — i 小動物臨床研修カリキュラムの整備, ii 家庭動物に対する安楽死処置の在り方 (終末期獣医療の提供を含む.)—」として、地方都市における協力型臨床研修のあり方を取りまとめることにより全国での小動物臨床研修カリキュラムの整備を図るとともに、安楽死処置のあり方について、終末期獣医療の提供を含めた議論をしたい。個別委員会である⑤動物看護職制度在り方検討委員会については、検討テーマを「動物看護職統一認定に向けての課題と対応 — 統一認定機構の位置づけと運営体制の確保及び統一認定に向けて関係団体・教育機関の果たす役割など—」として、平成25年2月の統一認定試験を見越した検討をしたい。⑥療法食の在り方検討委員会については、委員を検討中であるが、検討テーマを「療法食の適正な流通に向けての課題と対応」として、インターネット販売等の不適正な流通実態への対応を検討したい。

また、畜産・家畜衛生部会の梅澤部会長から、⑦家畜衛生委員会では「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて一家畜衛生から公衆衛生への意見、公衆衛生から家畜衛生への意見—」として、本年3月25日に北海道獣医師会から「家畜伝染病予防法のヨーネ病疑似患畜に係る運用の見直しに関する要望書」が提出されたが、平成19年10月福島県でのブルセラ病疑似患畜及び同月の神奈

川県でのヨーネ病の疑似患畜の摘発に伴う生乳の出荷自粛、製品回収という事態により、法定伝染病の検査業務が半年以上停止され、家畜衛生サイドでは、生乳の処理過程で殺菌が担保されているにもかかわらず遡及しての出荷自粛の見直しを求めている一方、公衆衛生サイドでは、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等と殺菌段階で一義的には担保されていると考えるが、富山での食中毒事例等、生産現場での衛生対策の徹底を求めていると聞いており、家畜衛生分野と公衆衛生分野の獣医師の意思疎通、要望等摺合せが行えるよう、公衆衛生委員会と合同で検討したい。補足して公衆衛生部会の森田部会長から、先のヨーネ病或いはブルセラ病の件では、食品衛生法は非常に厳格という声、一方、厚生労働省は大変厳しい生食用牛肉の規格基準を公表したが、消費者庁からの食中毒リスクの表示義務等を背景とした、腸管出血性大腸菌対策、カンピロバクターフリーの養鶏場等の設置等における生産サイドのあり方等、公衆衛生、家畜衛生分野において互いの課題を抽出して、解決の方向を模索したい。

一方、動物福祉・愛護部会の木村部会長から、常設委員会の⑧動物福祉・愛護委員会では、検討テーマを「緊急時動物救護取り組み体制のあり方 — 中央・地域の取り組み体制の再構築及び獣医師会と行政当局・動物愛護関係団体との連携のあり方など—」として、今回の震災事例を考慮して、緊急時における迅速、かつ機動性を有する組織体制のあり方を検討したい。個別委員会の⑨学校動物飼育支援対策検討委員会については、検討テーマを「動物介在教育としての学校飼育動物活動の位置づけと取り組み — 課題及び対応の方向—」として、前期において、学校飼育動物の支援活動標準化のガイドラインが策定されたが、活動における、学校と教師の認識の相違、動物の扱い方等の課題について検討したい。⑩日本動物児童文学賞審査委員会では、8月8日に審査委員会を開催し、本年度の投稿原稿の中から動物児童文学各賞を選考した。

さらに職域総合部会の矢ヶ崎部会長から、⑪総務委員会については、検討テーマを「新公益法人制度移行に向けての課題と対応 — 認定 (認可) 申請と移行後の獣医師会運営の課題—」として、公益認定申請における審査過程での課題、公益認定後の事業の推進方策について検討したい。個別委員会の⑫野生動物対策検討委員会については、「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方 — 対策の実施及び推進のための具体的手順—」として、保全医学の観点から踏まえた野生動物の対策の在り方を踏まえた、対策の実施及び推進のための具体的な手順について検討したい。⑬日本獣医師会雑誌編集委員会については、定期的に雑誌の編集企画を検討していきたい旨それぞれ説明された。

その後、野生動物に関連して、現在、近畿地域一体ではシカの被害による多額の経済損失が出ているが、一方でシカを食料として供する取り組みもあり、この際のと畜場等を通じた、食品の安全管理についても検討を依頼したい旨が要望された。

3 東日本大震災被災対応等の件

矢ヶ崎専務理事から、8月31日現在での義援金の受付状況は1億3,143万6,332円であり、第2次配分については、再度調査を行い、本年度第1回理事会で承認いただいた「東日本大震災被災対策に係る支援資金配分(拠出)の考え方」に基づき、9月9日付で支援義援金1,660万円、救援見舞金306万8千円を配分した(本誌第64巻第10号750頁参照)が、今後、第3次、第4次配分として支援を続けたい。補足して山根会長から、義援金については、これまでの配分の他、20km圏外への家畜の移動、同圏内での家畜の飼育が可能になった際の家畜の保護、管理等について、国では限られた予算措置しかできないとのことから、義援金の一部を充てることも考慮する必要があるが、引き続き各位の意見を伺いながら、有効な支援を考えたい旨説明された後、緊急災害時動物救援本部について、当初、阪神淡路大震災の際地元獣医師会が募った募金の余剰金を原資に基金が造成されたが、今回の初動対応等については大変疑問があり、本部のあり方についても一度検証いただきたい旨の要望があり、これに対して山根会長から、救援本部の対応については種々意見をいただいているが、本部長は、構成団体の中で全国に確固たる組織を有する本会に対し期待をしており、近々本部長とも話をしたいと考えている。また、今期、動物福祉・愛護委員会においては、緊急時動物救護取り組み体制のあり方を協議するというところで、今回、被災地では、地方行政との意見の不一致等が原因となって義援金の支出が遅滞する等の事例もあったことから、委員の他にも現場で対応された関係者をオブザーバーとして意見聴取して、今後、本会と地方獣医師会及び地方行政が一体となり、本部とは別に獣医師会が主導権をもち、即対応できるような組織の構築に努めたい旨説明された。

4 2011 動物感謝デー in JAPAN 開催の件

矢ヶ崎専務理事から、10月1日10時から、東京都立駒沢オリンピック公園にて、テーマ「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い」、サブテーマ「緊急災害時における獣医療の果たす役割」として、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省初め各省・団体からの後援、12社の特別協賛、21社の一般協賛、全国57都道府県市獣医師会の協力により開催予定である。企画として、ステージ企画である、Vet 2011 記念企画「その

時獣医師は動いた」、 「食の安全を守る管理獣医師」の他、動物ふれあいコーナー、1日獣医師体験、働く動物たち、ドッグダンス、ファッションショー等の実施予定である旨説明がなされた。

5 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

矢ヶ崎専務理事から、平成23年度獣医学術学会年次大会について、本会主催、北海道獣医師会共催により2月3日から3日間札幌コンベンションセンターで開催し、2010年ノーベル化学賞を受賞された鈴木 章北海道大学名誉教授による市民公開特別講演「科学者にとって大切なこと」等を企画している。以降、平成24年度は日本獣医師会主催、大阪市獣医師会共催により大阪国際交流センターにおいて、平成25年度は、千葉県獣医師会共催により幕張メッセ、東京ベイ幕張において開催予定である旨説明された。

6 代表監事選任の件

矢ヶ崎専務理事から、監査規程第2条第1項の規定に基づき、監事の職務を円滑に行うため、監事は互選により代表監事を選任するとあり、同条第2項の規定において、会長は、代表監事が選任された際は、その選任後直近の理事会でその旨を報告することとされていることから、本理事会において第68回通常総会の役員改選で選任された3名の互選により、代表監事として、和歌山県獣医師会会長の玉井公宏監事が選任をされた旨報告された後、関連して、6月の通常総会で監事から発言された、日本獣医師会と地方獣医師会の情報伝達のあり方について質疑があり、玉井代表監事から、発言した内容は、これまで地方獣医師会会長、会員構成獣医師から日本獣医師会は何をしているのか、との声を聞くこともあり、地区選出理事におかれては、地元地区連合獣医師会等の会議において、理事会の内容を自身の口から伝達いただきたいということであり、これにより地方獣医師会の会長から地区理事を通じた理事会への要望等の提出にも繋がるものと考えられる。この激動の時代の中で日本獣医師会が各地方獣医師会の会員構成獣医師と一丸となって同じ方向に向かい邁進するためには、情報を共有し、共通の認識を持つ必要がある。2、3年前から、これでは大きな課題が解決されぬまま年々繰り越されると思い、これまで理事会、今年の通常総会の場で会長の許可の下、このような所見を述べさせていただいた。補足して、山根会長から、日本獣医師会の活動の現状等については、様々な情報提供に努めているが、構成獣医師等からまったく伝達されていないような意見を伺うという状況であることを理解いただきたい旨説明された。

7 役員候補者選任規程（骨子）等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、役員選任手続については、従来、定款施行細則の中で規定をされていたが、公益認定を受けた際の新たな定款施行細則に役員選任の規定がないことから、新たな規程を策定する必要がある。手続きとしては総会で理事の選任を行った後、理事会で会長、副会長、専務理事を選任することとされているが、円滑に選任が行われるよう事前に理事会で協議の上、候補者を決定し、その候補者について総会に諮るという方法となる。特に副会長については、3名となり、総括、職域、地域をそれぞれ担当するが、うち1名は会長が候補者を選定し、候補者本人及び候補者の所属する地方獣医師会の会長の同意のもと候補者として選任する。また、地域担当理事については、各地方獣医師会からの推薦となるが、本件については、今後、時間をかけて協議いただきたい旨説明された。

これに対して、①現在ある選任方法に問題があったために新しい案を出されたのか、②「役員候補者推薦管理委員会」は、現在の「役員選任管理委員会」を指すのか、③委員構成は何名か、④役員選任案は、こちらに都合の良い方法であるか問題がないのか、⑤この案は読み方によっては広く解釈でき、様々な問題が出てくるような気がする。例えば総会前の理事会で会長、副会長が決められても、最後の理事会の場で会長に就任する予定の者以外の理事が会長に就任することもあり得る旨の質疑・意見があり、矢ヶ崎専務理事から、①については、選任方法は特に問題はないが、公益認定の移行に伴い、役員選任が円滑になるよう見直しをした。②について

は、「役員候補者推薦管理委員会」は、先の通常総会で承認いただいた施行細則に定められている。③については、委員の人数等は今後、検討予定である。④本来、公益認定法人は、総会で理事を選び、理事会で会長、副会長等を選任するのが大原則であるが、公益認定申請の際には、役員選任に関する規程の提出は求められていないことから、その判断はされない。従前の方式を踏襲するよう、理事会の中で候補者を最終決定する際、会長候補者についての総会議決を停止条件とするような段取りになる。⑤従前の選任方法を新たに变える必要があり、今回は従前の方法を踏襲した形を示したが、まだ、協議すべき段階の案ではなく、骨子であり、今後、様々な意見をいただきたいと考えている旨が説明された。

8 公益社団法人移行認定申請書の確認に関する件

矢ヶ崎専務理事から、移行認定申請手続きのスケジュール（平成23年度）として、本日、最終確認いただいた上で、10月に電子申請を行いたい、移行認定申請書案について内容が説明された。

9 業務運営概況等の件

矢ヶ崎専務理事から、6月21日以降9月10日までの業務運営概況等について報告がなされた。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画の件

矢ヶ崎専務理事から、当面の主要会議の開催計画が説明された。

【別紙1】

23日獣発第178号
平成23年9月27日

農林水産省消費・安全局長

高橋 博 様

（農林水産省経営局長）
（奥原 正 明 様）

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久

獣医師及び動物医療に関する施策の推進について (要 請)

日頃より本会事業運営につきましては、種々ご高配とご指導をいただいておりますことを御礼申し上げます。

平成23年3月11日、東北・関東地方を未曾有の大災害が襲い、獣医療提供施設への被災とともに発

災直後の混乱の中で、獣医療の提供は困窮を極め、多くの動物の命が失われるにまかせる悲惨な状況に陥ることとなりました。このような中で、多方面からご支援をいただき、被災地においては、被災動物の救護活動、獣医療の提供復旧に最善の努力が傾注されているところであります。

さて、平成22年に宮崎県において発生いたしました口蹄疫は、地域社会・地域経済への被害にとどまらず、国民生活全体に多大な影響を与える結果となりました。我が国で二度と今回のような事態が起こらないように今後の防疫体制の改善方向を検討するための口蹄疫対策検証委員会が設置され、当該委員会の報告書において産業動物に係わる獣医療を実効のあるものとするように強化推進すべきとの提言がなされております。

また、一方では、家庭動物の飼育が一般化している中で、飼育者の生活スタイルに応じた飼育形態の多様化に伴い、小動物医療に求められるニーズも多

様化・高度化し、診療の質の向上をもって社会ニーズに応えることが必要となっておりますが、獣医師に知識や技能を修得させる基礎となる既存の獣医学教育や卒後臨床研修等の体制は十分ではないと指摘されているところであります。

本会においては、事業運営機関である産業動物臨床部会の中に産業動物臨床・家畜共済委員会（委員長：山根義久日本獣医師会会長）及び小動物臨床部会の中に小動物臨床委員会（委員長：細井戸大成日本獣医師会理事）を設置し、動物医療に係る制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について検討を行い、それぞれ現状と課題について整理するとともに、課題に対する対応の方向等を別紙報告書（略）として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告内容をご理解いただいた上は、平成22年8月に公表された「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第三次）」に基づいて平成23年度内に策定される「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」への反映を含め、獣医師及び動物医療関連施策の一層の推進において活用賜りたく特段のご高配をお願いする次第であります。

【別紙2】

23日獣発第179号
平成23年9月27日

環境省自然環境局長
渡邊綱男様

（文部科学省初等中等教育局長）
山中伸一様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

動物介在諸活動に係る施策の推進等について (要 請)

日頃より本会事業運営につきましては、種々ご高配とご指導をいただいておりますことを御礼申し上げます。

さて、日本獣医師会においては、子供たちの教育課程における動物の飼育体験が心の健康教育としての情操教育効果を発揮することに着目し、学校飼育動物活動の推進について一層のご理解をお願いしてきたところです。

近年、学校における動物飼育は、命の大切さ、愛する心、思いやりの心などの情操教育効果とともに児童生徒の年間を通じて、動物の世話やふれあうことから心身の健康な発達並びに豊かな人間性の涵養

に寄与することが評価され、小学校の学習指導要領にも生活科、理科において取り入れられております。

また、動物の愛護及び管理に関する法律においては、動物の愛護と適正な飼養に関し、普及啓発を図る場所として「学校」が明記され、各地方獣医師会においては学校から相談があればいつでも協力できるような支援体制作りにも努めてまいりました。

今後、獣医師が学校で飼育されている動物の習性、正しい飼い方、接し方、健康管理及び衛生管理等について指導、助言、支援する体制をさらに全国に広げるためには、当該活動を地方獣医師会における公益活動として位置付けとともに活動の標準化のためのガイドラインが重要であると判断し、本会の事業運営機関である小動物臨床部会の学校動物飼育支援対策検討委員会（委員長：近藤信雄日本獣医師会副会長）において検討を行い、検討の結果を別添報告書「学校動物飼育支援活動の標準化に向けて（活動のガイドライン）」（略）として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別添報告内容をご理解いただいた上は、学校における動物飼育体験を通じての児童・生徒に対する動物愛護・福祉精神の涵養等の施策の推進に当たり、当該報告書の内容をご活用され、なお、一層の動物介在諸活動の推進にご尽力いただきますようお願いいたします。

【別紙3】

23日獣発第188号
平成23年9月27日

農林水産省消費・安全局長
高橋博様

（農林水産省経営局長）
奥原正明様
（厚生労働省医薬食品局長）
木倉敬之様
（厚生労働省健康局長）
外山千也様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

家畜衛生と公衆衛生分野の連携の推進について (要 請)

日頃より本会事業運営につきましては、種々ご高配とご指導をいただいておりますことを御礼申し上げます。

さて、近年にける世界人口の増加や急速な経済発

展に伴う自然環境破壊の進行，人と物の移動のグローバル化・スピード化に伴い，新型インフルエンザ，高病原性鳥インフルエンザ等の新興感染症の発生が増加し，国際的かつ重大な社会・経済問題を引き起こす要因となっております。特に，人の感染症の多くは動物との共通感染症であると言われ，生態系の変化や地球温暖化，人と動物の接触機会の増加等の多くの要因が複雑に関連し，その発生予防及びまん延防止には広範な分野の関係者が連携して取り組むことが必要となっております。

このような中で，家畜衛生と公衆衛生分野に従事する獣医師は，それぞれの立場から共通感染症対策に取り組んでいるところでありますが，この分野における獣医師は公務員の占める割合が高く，この分野での主体的な役割を担っている公務員獣医師の不足が深刻な問題となっているとともに，縦割り行政が弊害となって両分野での連携が不十分であることも課題となっております。

本会においては，両分野の獣医師を構成員としていたる団体として両分野の連携推進を図るため，事業運営機関である畜産・家畜衛生部会の中に家畜衛生委員会（委員長：榛葉雅和 日本獣医師会理事）及び公衆衛生部会の中に公衆衛生委員会（委員長：森田邦雄 日本獣医師会理事）を設置し，両委員会合同による会議を開催し，公務員獣医師の確保対策を含め家畜衛生と公衆衛生分野の連携推進上の課題とそのあり方について検討を行い，対応の方向等を別紙報告書（略）として取りまとめたところです。

つきましては，貴省におかれては，別添報告内容をご理解いただいた上は，家畜衛生分野と公衆衛生分野の人事交流をはじめ，人材のネットワークの構築と情報の共有化，共通感染症に関する学際的調査・研究及び家畜衛生・公衆衛生分野による共同調査研究事業の企画，支援等家畜衛生と公衆衛生分野の連携強化に特段のご高配を賜りたくお願いする次第であります。

【別紙4】

要 請 書

平成23年8月26日

農林水産大臣

鹿野道彦様

社団法人 日本獣医師会
会長 山根義久

警戒区域からの家畜の移動等について

東日本大震災によって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い，同発電所から半径20km圏内について警戒区域が設定され，同区域への立ち入りが禁止されましたが，その結果，警戒区域内には，多数の家畜が放置されることとなりました。

これらの家畜は，同区域外への移動が禁止され，所有者の同意を得て安楽死されるとの方針が示されておりますが，現時点でも，多数の家畜が生存し，十分なエサや水も与えられず，劣悪な環境下の中で餓死を待つ事態となっております。こうした事態は，動物福祉・愛護の精神からも看過できないことでもありますので，事態を打開するため，別紙のことについて，特段のご配慮を賜りたく要請します。

（別紙）

1. 警戒区域外への家畜の移動

警戒区域内の残置家畜を警戒区域外に移動した上で，福島県内の施設において継続飼育し，被爆動物に関する貴重な科学データが集積できるよう警戒区域外への家畜の移動について配意願いたい。また，被爆動物の放射性物質の減衰研究等の学術研究の継続的な実施が可能となるよう予算措置についても配意願いたい。

2. 安楽死処分の迅速化

警戒区域内の残置家畜は，安楽死処分の方針が示されているが，その処分は遅々として進んでいない。安楽死処分の迅速化を図り，劣悪な環境下の中で餓死を待っているような事態を速やかに打開願いたい。

3. 死亡畜の埋却

警戒区域内の残置家畜は，十分なエサや水も与えられず，劣悪な環境下の中で餓死し，遺骸も放置されたままとなっている。このことは，動物福祉・愛護の精神に反する事態であり，人又は動物の感染症発生の根源となる恐れがあるので，遺骸の埋葬について配意願いたい。